

# FP 相続新聞【相続貧乏にならないために】

## 贈与税の申告状況と生前贈与の活用

平成 26 年 8 月号

### 国

税庁が発表した平成 25 年度の贈与税の申告状況によると、申告書を提出した人は 49 万 1 千人で、前年度から 12.6% 増加しました。その内、納税額があるものは 33 万人で前年度か

ら  
12.8%  
増加、  
納税  
額は  
1,718  
億円と  
31.1%  
増加し、



申告者数、納税者数および納税額の全てが増加しています。

その理由の一つとして、来年からの相続税増税対策として生前贈与を積極的に活用する人が増えたものと思われます。

そこで、生前贈与の種別・内容を簡単におさらいしてみますと、

①. 一般的な財産贈与が行われると、受贈者一人あたり 1 年間に基礎控除額として課税価格から 110 万円が控除されます。この基礎控除額は、申告の有無に関係なく一律に控除され、年間の贈与財産が 110 万円以下であれば、特に手続きを要することなく課税されません。税率は基礎控除額を超える分 200 万円以下が 10% から、最高税率 1,000 万円超が 50% です。来年平成 27 年からは、親または祖父母から受けた贈与財産(特例贈与財産)が最高税率 4,500 万円超 55% と、一般贈与財産の最高税率 3,000 万円超 55%と新たな最高税率が設けられます。

②. 婚姻期間 20 年以上の配偶者へ居住用不動産やその購入資金を贈与した場合には、基礎控除額を含めて 2,110 万円までは贈与税がかかりません。ただし、登

録免許税、不動産取得税がかかります。

同一配偶者からの贈与は一生に一度のみで、必ず申告しなければなりません。

③. 65 歳以上(来年から 60 歳以上)の親が 20 歳以上の子に「相続時精算課税制度」を利用して贈与をすれば、2,500 万円まで贈与税がかかりません。ただし、相続発生時には相続財産に繰戻して税額を計算することとなります。従って、将来も相続税課税の恐れがないときに、早めに財産を引き渡しておきたい場合や、将来にわたり収益を生み出す財産を贈与財産として選択することが望されます。また、この制度を一度選択すると、毎年の 110 万円基礎控除額を利用した贈与利用に戻ることができませんので利用にあたっては慎重な検討が必要です。贈与財産の種類、金額、回数には制限がありません。

④. 子(20 歳以上)が父母・祖父母から、住宅取得資金の贈与を受けたとき 500 万円または、良質住宅の場合 1,000 万円まで非課税となります。この非課税額は相続開始時に相続財産に加算されません。100 万円以上の増改築費用にも適用でき、暦年課税の基礎控除額 110 万円および相続時精算課税と併用できます。適用には申告する必要があり、来年以降も 3 年間延長されるものと思われます。

⑤. 子が父母や祖父母から教育資金の一括贈与を受けた場合には、最大 1,500 万円まで非課税になります。取扱い金融機関に拠出し、子が 30 歳に達した時に、教育資金支出額が少なく余った場合には、30 歳に到達した日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。この制度は、贈与後 3 年以内に贈与者が死亡しても、相続財産に加算する必要がないのが最大のメリットでしょう。